	日の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道口の状況を考慮して特に必要とされる都市公園、下水道、道とする。 とする。
	第三条 国際観光文化都市の長は、第一条の目的に照らし、かつ、流(国際観光文化都市の整備に関する事業計画)

 \bigcirc

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律(昭和五十二年法律第七十一号)(抄)(第百三十二条関係)

(傍線部分は改正部分)